



鳥取県公報

平成 24 年 6 月 26 日 (火)
第 8 4 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人の決定 (457) (景観まちづくり課) 2 大規模小売店舗の廃止の届出の取下げ (458) (経済通商総室) 2 土地改良区連合の定款の変更の認可 (459) (農地・水保全課) 2 国土調査の成果の認証 (460) (〃) 3 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (461) (水産課) 3 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (462) (東部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (463) (〃) 4 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定 (464) (〃) 4 土地改良区の役員の就退任 (465) (東部総合事務所農林局) 5 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (466) (八頭総合事務所県民局) 5 開発行為に関する工事の完了 (467) (西部総合事務所生活環境局) 5
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (3 件) (景観まちづくり課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) 7 落札者の決定 (病院局総務課) 10
◇ 正 誤	平成24年 5 月 1 日付鳥取県告示第328号中訂正 11 平成24年 6 月 8 日付鳥取県公報第8402号中訂正 11

告 示

鳥取県告示第457号

平成24年6月24日に執行した米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により告示する。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

宅地所有者のうちから選挙された当選人の氏名及び住所

氏 名	住 所
青 木 勇	米子市末広町173
池 吉 憲	米子市茶町84
大 原 啓 道	米子市久米町272
岡 本 武 士	米子市万能町172
福 原 則 昭	米子市日野町186
船 守 清 史	米子市加茂町二丁目166
保木本 茂 實	米子市東町167
三 島 真	米子市末広町252

鳥取県告示第458号

平成24年鳥取県告示第81号（大規模小売店舗の廃止の届出について）で告示したユニサン後藤駅前店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出について、大規模小売店舗を設置する者から次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニサン後藤駅前店
米子市米原1480-2、1480-7、1480-15
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ユニサン 代表取締役 木下 立己 米子市安倍103-1
- 3 届出を取り下げた日
平成24年6月11日

鳥取県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を平成24年6月20日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第460号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡大山町	平成20年度から平成23年度まで	大山町（神原、中高、野田及び平木の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町神原、中高、野田及び平木の各一部	平成24年 6 月26日
〃	平成21年度から平成23年度まで	大山町（神原、中高及び平木の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町神原、中高及び平木の各一部	〃
日野郡日南町	平成21年度から平成23年度まで	日南町（花口の一部〔804〕）の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	〃
〃	平成20年度から平成23年度まで	日南町（宮内の一部〔803〕）の地籍図及び地籍簿	日南町宮内の一部	〃
〃	平成21年度から平成23年度まで	日南町（大字下阿毘縁の一部〔805〕）の地籍図及び地籍簿	日南町大字下阿毘縁の一部	〃
〃	平成22年度及び平成23年度	日南町（大字下阿毘縁の一部〔20103140101〕）の地籍図及び地籍簿	日南町大字下阿毘縁の一部	〃

鳥取県告示第461号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県境港水産事務所長 平 野 誠 師

- 1 聴聞の日時 平成24年 7 月18日（水）午後 1 時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町 9－7
鳥取県営境港水産物地方卸売市場小会議室（2号上屋2階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第462号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	訪問介護事業所鳥取 市北デイサービスセ ンター（ホームヘル プサービスセンター）	鳥取市秋里1181	平成24年 6 月 13日	平成24年 7 月 1日	訪問介護

鳥取県告示第463号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	訪問介護事業所鳥取 市北デイサービスセ ンター（ホームヘル プサービスセンター）	鳥取市秋里1181	平成24年 6 月 13日	平成24年 7 月 1日	介護予防訪問介 護

鳥取県告示第464号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第 1 項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	指定に係る一般相 談支援事業を行う 事業所の名称	指定に係る一般相 談支援事業を行う 事業所の所在地	地域相談支援 の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥 取県厚生事業団	鳥取市伏野2259 -43	障害者支援センタ ーしらはま	鳥取市伏野2259- 17	地域移行支援、 地域定着支援	平成24年 7 月 1日

鳥取県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

退任した役員の氏名及び住所

監 事 村 川 道 夫 鳥取市南隈61

平成23年 6 月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 吉 田 一 夫 鳥取市南隈11

平成24年 4 月 2 日就任 任期 平成27年 4 月 5 日まで

鳥取県告示第466号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年 8 月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 6 月26日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

1 申請のあった年月日

平成24年 6 月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和の輪

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

前村 隆司

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡智頭町大字智頭1795-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら、自立支援やサービスを行い、障害のある方を中心とする福祉の研究や事業を行うことにより、地域との連携、まちづくりの推進を図り、社会福祉に貢献することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業及び役員の定数

鳥取県告示第467号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成24年 5 月 7 日 鳥取県指令第201200022188号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市財ノ木町字上屋敷
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市財ノ木町828
矢倉 裕子

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年 6 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路 3・6・10号生田小鴨線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
倉吉市生田、北野及び小鴨
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市役所建設部景観まちづくり課（倉吉市葵町722）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成24年 6 月26日から同年 7 月10日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年 6 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
東伯都市計画道路 3・4・1号保上伊勢線（変更前 保浦安線）
東伯都市計画道路 3・6・1号下大江浦安線

東伯都市計画道路 3・6・2 号逢東下大江線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 東伯都市計画道路 3・4・1 号保上伊勢線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字浦安、大字下伊勢及び大字上伊勢

変更する部分

東伯郡琴浦町大字浦安及び大字下伊勢

(2) 東伯都市計画道路 3・6・1 号下大江浦安線

削除する部分

東伯郡琴浦町大字下大江、大字三保、大字上伊勢、大字下伊勢及び大字浦安

(3) 東伯都市計画道路 3・6・2 号逢東下大江線

追加する部分

東伯郡琴浦町大字逢東、大字下伊勢、大字上伊勢、大字浦安、大字三保及び大字下大江

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場（分庁舎）建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成24年6月26日から同年7月10日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路 3・4・1 号牧谷新井線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

岩美郡岩美町大字新井

変更する部分

岩美郡岩美町大字浦富及び大字新井

削除する部分

岩美郡岩美町大字新井

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町役場産業建設課（岩美郡岩美町大字浦富675-1）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成24年6月26日から同年7月10日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

化学消防車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月14日（金）

(4) 納入場所

鳥取県鳥取空港管理事務所（鳥取市湖山町西四丁目110-5）

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年7月5日（木）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年6月26日（火）から同年8月7日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成24年6月26日（火）から同年8月7日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成18年4月1日以降において、国際民間航空条約第14附属書第I巻に規定する標準、方式及び同書に規定する関係マニュアル、ガイダンスマテリアル等に準拠した空港用化学消防車を納入した実績を有すること。

(6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県土整備部空港港湾課空港担当
電話 0857-26-7667

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成24年6月26日（火）から同年7月18日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年6月26日（火）から同年7月18日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成24年8月7日（火）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月6日（月）午後5時までとする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に平成24年7月18日（水）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 契約締結の制限

この公告に示した物品の購入に係る鳥取県議会の議決がなかった場合は、契約の締結を行わない。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Chemical fire engine

(2) July 18, 2012 5 : 00 PM : dead line for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 7, 2012 1 : 30 PM : dead line for submission of tenders

August 6, 2012 5 : 00 PM : dead line for submission of tenders by registered mail

(4) Contact : Tottori Prefecture Port and Harbor Division 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7667

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月26日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 災害派遣医療チーム専用車両 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成24年5月18日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社吉谷機械製作所
鳥取市古海356-1 |
| 5 落札金額 | 25,935,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |

- 6 入 札 公 告 日 平成24年4月6日
7 落 札 方 式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課
及び所在地 鳥取市江津730

正 誤

平成24年5月1日付鳥取県公報第8391号の鳥取県告示第328号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 2

誤 岩美郡岩美町大字浦富字坂ノ下3060の1、3060の2、字茶屋ノ木3061、3063の1、3065

正 岩美郡岩美町大字浦富字坂ノ下3060の1（次の図に示す部分に限る。）、3060の2、字茶屋ノ木3061・3063の1・3065（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

頁 3

行 6

誤 道路用地とするため

正 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成24年6月8日付鳥取県公報第8402号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 12

行 3

誤 平成24年7月16日（月）から同月20日（金）まで

正 平成24年7月17日（火）から同月23日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）